

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先) 東 大 阪 市 長

届 出 者 住 所

氏 名

届出代理人 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の許可番号 年 月 日 東大阪建指開第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

委任状

私儀 住所 氏名 ⑩ を代理人と

(TEL - -)

定め下記に関する一切の権限を委任いたします。

記

(委任事項)

- ・都市計画法第29条第1項・第32条・第35条の2・第36条・第37条・第38条・第41条第2項・第42条第1項・第43条・第44条・第45条・第53条の許可・同意申請及び届出
 - ・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項・第16条第1項・第16条第2項・第17条第1項・第18条第1項・第19条第1項・第21条第1項の許可申請及び届出並びに報告
 - ・建築基準法第42条第1項第5号の位置の指定の申請及び届出
 - ・東大阪市開発指導要綱協議申出書及び協定書の締結
 - ・東大阪市開発指導要綱変更届出・変更協議申出書及び変更協定書の締結
- 以上に関する申請手続き・訂正・受領の件。

年 月 日

住所

氏名

実印

開発行為変更許可申請書及び開発行為変更届出書の添付書類について

	書類名	様式	備考
1	表紙	有	開発行為変更許可申請書若しくは 開発行為変更届出書 ※開発指導課窓口にて事前に許可申請か 届出かの確認を行うこと。
2	委任状		
3	変更内容一覧表		
4	協議経過書		変更に伴う各課への協議経過書
5	変更(前)書類及び図面		変更が発生する書類及び図面の 変更箇所を赤で囲うこと。
6	変更(後)書類及び図面		
7	その他必要な図書		追加で資料が必要な場合。

- ※1 開発行為変更許可申請手数料については開発指導課職員までお尋ねください。
- ※2 開発行為変更許可申請書の提出は入金の関係上 15時までとさせていただきます
おりますので予めご了承ください。
- ※3 申請書は正副 2 部提出となります。
- ※4 当申請は開発指導要綱の変更と同時受付となりますのでご注意ください。